

支給認定に必要となる意見書・診断書の整理

	みなし認定			本則支給認定	
	支給認定	重度かつ継続		支給認定	重度かつ継続
育成医療	意見書不要	他の資料で証明できれば意見書省略可		意見書必要 様式提示済み	意見書によって判断
更生医療	意見書不要	他の資料で証明できれば意見書省略可		意見書必要 従前どおりで可	意見書によって判断
精神通院医療	診断書不要	他の資料で証明できれば診断書省略可		診断書必要 従前様式で可	診断書によって判断

< 基本的な考え方 >

自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）を必要とする状態にあるかどうか等

を判断するために、医師の意見書・診断書が必要となる。

さらに、いわゆる「重度かつ継続」について、対象となる疾病に該当するかどうかを確認

することが必要となる。

< みなし認定の場合 >

上記 については、現行制度による患者票・医療券等によって公費負担医療の対象となる

旨と、「みなし認定」の対象となる期間を確認できるので、改めての医師の意見書・診断書

の提出は不要となる。

上記 については、現行制度における認定申請時の意見書・診断書や医療券等の資料に

よって確認できる場合には、意見書・診断書の提出を不要とすることができる。

精神通院医療に係る「重度かつ継続」については、「重度かつ継続」の対象に「集中・継続的な治療を要する者」を含めることとしたこと等を踏まえ、「『重度かつ継続』に関する意見書」（みなし認定用）を示したところ。

< 本則支給認定の場合 >

上記 及び とも、本則支給認定の申請時に証明をさせる必要があることから、医師の意

見書・診断書の提出が必要。

なお、精神通院医療については、診断書によって確認できるのであれば、重度かつ継続のための診断書の提出は省略できるが、「集中・継続的な治療を要する者」については、診断した医師の要件（精神